

生活保護

受給者にクーラーを

厚労省 都道府県に再通知

厚生労働省は2日、都道府県などに対し、生活保護受給者への冷房器具の購入を認める運用を再度通知する事務連絡を出した。

厚労省は6月27日付の局長通知などで、保護の実施要領を改定。

熱中症予防に向け、5万円を上限として一時扶助の対象に冷房器具を加えていた。

ただ、福祉事務所の担当者がこの取り扱いを知らないケースも少なくないという指摘もあることから厚労省は今回改めて周知させた。

冷房器具の支給要件には、保護開始時に持ち合わせがないケースや、被災したケースを挙げている。そうした特別な事情がない場合は、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付や、家計管理の指導による購入を求めている。

(鮫島隆紘)